

不適合品の出荷に係る情報提供について（最終）

1. 背景

三菱電線工業（株）が製造販売するOリング等の標準部品について、各航空機使用者及び整備修理会社に対して不適合品が納入された事案が発生したため、航空局から個々での処置を求めることを目的に平成30年1月12日に広く情報提供を行った。

その情報提供の際に、「同社の是正処置完了後、是正処置の適切性の確認を行った上で、再度情報提供を行う予定である。」とされていた。

今般、航空局において、出荷された不適合品に対する対応状況及び本事案に対する再発防止策の実施状況について、令和元年9月の立入検査により確認を行ったため、改めて情報提供を行うものである。

2. 再発防止策の実施状況等の確認

(1) 出荷された不適合品への対応状況

出荷された全ての不適合品について、各航空機使用者及び整備修理会社との調整のうえ、他社の製品への交換等の処置が完了した旨について、三菱電線工業（株）より令和元年7月に報告を受けており、不適合品に対する安全上の懸念がなくなったことを確認した。

(2) 再発防止策の実施状況

三菱電線工業（株）では、三菱電線工業の調査委員会および三菱マテリアル（株）の特別調査委員会の調査結果報告書を踏まえ、再発防止策がとりまとめられ順次適切に実施されてきた。

本事案においては、主に、社内の品質管理マネジメントが適切に機能していなかったこと及び検査データの書き換え等が行われていたことに対して、主に以下の取り組みが実施されていることを確認した。

① 品質管理体制の見直し・強化

- －品質コンプライアンスに関する研修等の実施
- －本社に品質保証部を新たに設置するとともに、製造工場の品質保証部門を本社直轄にすることによる品質管理体制の強化
- －製造工場の品質保証グループ及び検査グループの増員等による体制強化
- －適正な検査を実施するための検査関連規程の見直し

② 検査システムの自動化

- －検査データ等の手入力や作業者の判断を少なくすることを目的とした自動検査システムの導入